しみんふくし滋賀 グループホーム出町

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

重要事項説明書

年 月 日

社会福祉法人しみんふくし滋賀

介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護

しみんふくし滋賀グループホーム出町 重要事項説明書

<2024年09月現在>

共同生活介護サービスを提供するにあたり、以下の通り重要事項を説明いたします。

1. 実施主体

名 称	社会福祉法人 しみんふくし滋賀
所在地	滋賀県近江八幡市永原町上12
法人種別	社会福祉法人(社協以外)
代表者名	理事長 深田 潔
連絡先	電話 0748-31-3058 FAX 0748-36-5078

2. 事業の目的と運営方針

	指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業及び指定地			
	域密着型サービス介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事			
車	***	ь	65	業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関
→	事業目的	する事項を定め、要支援2及び要介護(以下「要介護等」という。)に該		
		当し、認知症の状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供する		
				ことを目的とする。

事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生 労働省省令告示及び近江八幡市条例の趣旨及び内容に沿ったものと する。
①当事業所は、共同生活住居において、利用者の認知症の症状の進 行を緩和し、安心して日常生活を送れることができるよう、利用者 の心身の状況を踏まえ、一人ひとりの人格を尊重し、人間としての 尊厳を保持できるよう努め、利用者がそれぞれの役割を持ち家庭 的な環境の下でサービスの提供を行う。
②事業の実施に当たっては、保健医療及び福祉サービスを提供する ものとの密接な連携を務めるとともに、近江八幡市とも連携を図 り、総合的なサービスの提供に努める。
③利用者の自己決定を尊重するとともに身体拘束等利用者の行動を 制限しない。但し利用者または他の利用者等の生命または身体を 保護するために緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかし その場合も速やかな解除に努めるとともに理由を利用者または家 族に説明し、理由および一連の経過を報告する。

3. 事業所

名 称	しみんふくし滋賀 グループホーム出町		
指定番号	2590400202		
所在地	滋賀県近江八幡市出町 120-1		
連 絡 先	電話 0748-33-9490 FAX 0748-33-9491		

4. 事業所の概要

敷地面積	538.82 mื			
建物	構造	木造平屋		
	延床面積	251.00 m ²		
	入居定員	9名		
利用居室	全9室(1室平均面積 約 9,9m ³)			
共有施設	台所・食堂・居間・洗面所・トイレ(3ヶ所)・一般浴室・脱衣所・洗濯			
	室・テラス			

5. 職員体制

管理者	1名
計画作成担当者	1名
介護職員	4 名以上 ※常勤換算方法により必要数配置

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	主な勤務時間帯 09:00-17:30
計画作成担当者	主な勤務時間帯 09:00-17:30
	主な勤務時間帯 09:00-17:30
	早出勤務時間帯 06:30-15:00
介護職員	遅出勤務時間帯 12:00-20:30
八碳	準夜勤務時間帯 14:00-22:30
	夜間勤務時間帯 22:30-07:00
	その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します
看護職員	主な勤務時間帯 9:00-17:30

7. 休業日

休業日なし	
-------	--

8. サービスおよび利用等

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
^ ±	・利用者の身体の状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に
	基づいて提供します。
食事	・食材費は給付対象外です。
	・食事は離床して食堂で摂取して頂くように配慮します。
排 泄	・利用者の状況に応じ適切な排泄の介助と、排泄の自立の援助を行います。
	・利用者の状況に応じ、適切な入浴の介助と、入浴の自立の援助を行いま
入 浴	す。
	・週3回の入浴又は清拭を行います。
	•離床
	寝たきり防止のため離床に配慮します。
	·着替え
	着替えのお手伝いをします。
	・整容
日常生活	身の回りのお手伝いをします。
	・シーツ交換
	・健康管理
	・洗濯
	・居室内清掃
	・役所手続きの代行
	・離床援助
機能訓練	・屋外散歩同行
	・家事共同作業等により生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	・利用者の状況に応じ、適切な医師の往診又は医療機関への受診を実施し
医師手配	ます。
바구바그	・感染症の発生及び蔓延を防ぐために必要な措置を実施します。
相談援助	・利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援
山山水山水山	助を行います。

(1) 基本報酬

1日あたり	単位数	利用料金	自己負担額(円)		
	(単位)	(円)	1割負担	2割負担	3 割負担
要支援2	761	7,716	772	1,544	2,315
要介護1	765	7,757	776	1,552	2,328
要介護2	801	8,122	813	1,625	2,437
要介護3	824	8,355	836	1,671	2,507
要介護4	841	8,527	853	1,706	2,559
要介護5	859	8,710	871	1,742	2,613
初期加算1日	30	304	31	61	92
あたり					

(初期加算・・・入居時から 30 日以内の期間)

<2024.04.01 改訂>

	単位数	利用料金	自己負担額(円)		
	(単位)	(円)	1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制加算([)八	37	375	38	75	113
1日につき	37	575	50	7 5	113
医療連携体制加算(Ⅱ)	5	50	5	10	15
1日につき	כ	50	כ	10	כו
退居時相談援助加算	400	4,056	406	812	1,217
1回限り	400	4,050	400	012	1,417
若年性利用者受入加算	120	1,216	122	244	365
1日につき	120	1,210	122	244	303
退院後再入居受入体制					
1日につき	246	2,494	250	499	749
(1ヵ月 6 日を限度)					
退居時情報提供加算	250	2,535	254	507	761
協力医療機関連携加算	100	1,014	102	203	305

<2024.06.01 改訂>

	月間に利用された合計単位数の 1000 分の 178 単位数から
	算出された額。
人	※介護職員等処遇改善加算とは、介護職員等の確保に向けて
介護職員等処遇改善加算 Ⅱ	介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されたも
	のであり、2024年5月までの「介護職員処遇改善加算」「介
	護職員等特定処遇加算」「介護職員等ベースアップ等支援加
	算」の3加算を一本化したものである。

(2) 介護保険給付費用以外の費用

種 類	内 容		
	これらは介護保険給付の対象外ですので実費をお支払ください。		
 家賃	2,000円/日額		
.5.61	·食材料費 1.550		
A I I del - th	(朝食350円、昼食55	0円、夕食550円、おや	つ100円)
食材料費	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	個人専用でご利用されるものは別途個人にてご負担いただきます。		
ケエロ 書	200円/日額		
管理費	(居室内の備品の交換代	金、清掃及び洗濯等に係	る費用等)
水道·光熱費	600円/日額		
	健康診断費	・定期健康診断を実施	いたしますが、それに関す
		る費用は実費お支払く	ださい。
	理美容費	・希望者のみ実費負担	
	教養娯楽費	・ 日常生活上の、介語	養保険給付対象外に於ける
		教養及び娯楽等に	関わる費用で個人的に掛
		かる代金をお預か	りしている小口資金より実
		費充当させていた	だきます。
その他費用		ご利用明細と共に	お預かり残高を毎月報告
との心具用		いたします。	
	紙オムツ	1枚につき	150円
	リハビリパンツ	1枚につき	150円
	尿とりパット	1枚につき	30円
	滅菌ガーゼ	1枚につき	50円
	防水フィルム	1枚につき	150円
	滅菌絆創膏	1枚につき	60円

(3) 入居中の医療について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記 11.の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記 11.の協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記 11.の協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

10. 利用料金のお支払方法

料金・費用は1か月ごとに計算し、翌月の27日頃にご請求しますので翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払ください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

下記のいずれかの口座に口座振替もしくは振込送金の方法でお支払ください。 なお、口座振替の場合は、予め必要な手続きを済ませた後、翌月の 27 日頃 (ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日)に振り替えます。

- ・関西みらい銀行 野洲支店 普通預金 口座番号 2028702 口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀 理事長 深田 潔
- ・滋賀銀行 野洲支店 普通預金 口座番号 864297 口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀 理事長 深田 潔
- ・ゆうちょ銀行 記号 14680 番号 23166971

口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀

利用料等の支払いについて、支払期日から2ヶ月以上遅延し、更に支払いの催促から2週間 以内にお支払いのない場合において、訪問介護の提供を停止しても、契約を解除した上で、未 払い分のお支払いをいただくことになります。

11. 協力医療機関

名 称	赤松在宅診療クリニック
所 地	近江八幡市鷹飼町 547 番地 2 きよし堂ビル 2 階
電話番号	0748-31-1155
名 称	木村歯科医院
所 地	東近江市八日市町 1-23 川島ビル 2階
電話番号	0748-22-0234

- *主治医との連携を図ります。
- *上記協力診療機関の診療については、当施設において受診対応致します。可能な場合は 主治医を赤松在宅診療クリニックへ変更願います。
- *上記協力医療機関以外の病院への受診の場合は、ご家族に送迎、付き添い対応をお願いします。また、緊急の場合にも、ご家族の対応をお願いします。

12. 施設利用の留意事項

当施設のご利用あたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1)面会

- ・面会時間は、特に定めておりません。
- ・来訪者は面会の都度、職員に届け出て面会簿を記載してください。
- ・原則として、ご家族等の宿泊は禁止しております。

(2)外出·外泊

- ・外出・外泊をされる場合は、所定の様式(外出・外泊届)を提出してください。
- ・外出、外泊をされる場合は、3日前にお申し出ください。緊急やむ得ない場合には、この届出は当日でも結構ですが、家賃の減算は行いません。
- ・外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(3)食事

・食事が不要な場合は、お申し出ください。申し出があった場合には、前記9(2)その他費用に定める食材費は減額されます。

(4)施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途によって利用してください。
- ・施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ・設備、備品等は本来の使用方法に従って大切にご利用ください。 これに反した利用により破損が生じた場合は、賠償して頂く事があります。
- ・ご利用に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合 には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、 その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動な どを行うことはできません。
- ・騒音・雑音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・承認なしに他の利用者の居室に立ち入らないでください。

(5)喫煙

・施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6)所持金について

- ・原則として、現金等の所持はお控えください。
- ・日常生活上、必要となる物品等に関してはお預かりしている小口資金から実費充当させて 頂きます。

(7)贈与の受け取り禁止

- ・従業者には利用者およびその家族から金銭及び物品等の贈与の受け取りを禁止しています。 予めご了承ください。
- (8)サービス利用中の契約中止・解除について
 - ・利用者やご家族等の行動がサービス従業者の生命や身体、健康及び財産に重要な影響を 及ぼした場合、また、その恐れがあり、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、当事業所 は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

13. 事故発生の時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに近江八幡市高齢福祉介護課、入居者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

●加入損害賠償責任保険 ビジサポ(統合賠償責任保険)

15. 非常災害時の対策

	別に定めます。
消防計画	消防計画;平成 24 年 4 月 2 日 東近江行政組合消防署へ届出
	防火管理者; 中川 貴美子
避難訓練	年2回火災及び風水害・地震を想定した訓練を行います。
防火設備	自動火災報知設備・スプリンクラー設備・ガス漏れ火災警報設備・非常灯
	設備·誘導灯·消火器

16.業務継続計画の策定に関する事項

業務継続
計画策定

(1)事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

(2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

17.感染対策に関する事項

	事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じ
感染対策	るものとします。
	① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討す
	る委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知
	② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
	③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のため
	の研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な
	実施

18. 苦情申立

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受付けます。

しみんふくし滋賀	グループホーム出町
相談時間	午前9時~午後5時
担当者	中川 貴美子
連絡先	TEL0748-33-9490 FAX0748-33-9491

(2)法人における苦情の受付

しみんふくし滋賀本部事務局	
相談時間	午前9時~午後5時
所在地	近江八幡市永原町上12
連絡先	TEL0748-31-3058 FAX0748-36-5078

(3)行政機関その他苦情受付機関

近江八幡市	電話番号:0748-33-3511
介護保険課	FAX:0748-31-2037
滋賀県国民健康保険	電話番号:077-510-6605
団体連合会	FAX 番号:077-522-2628

19. 運営推進会議

利用者及び近江八幡市職員並び地域住民の代表に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために、運営推進会議を設置し2ヶ月に1回程度開催いたしますのでご理解とご参加をお願い致します。

20. 第三者評価の実施状況について

評価時期	評価機関	評価結果の開示状況
2ヵ月に1回	運営推進会議に準ずる	近江八幡市ホームページにて掲載

21. 個人情報の利用目的について

当事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行うにあたり、その 業務上知り得た、利用者およびご家族の個人情報を適正に取扱います。

●利用者およびご家族の個人情報とは

当事業所が保管する、利用者およびご家族に関するすべての情報と作成されたデータで、 一定の情報によって識別される、または識別され得る個人情報を言います。

●個人情報は以下の目的で利用します

- 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供
- 2 利用者およびご家族への説明
- 3 他の医療機関等、介護事業者との連携
- 4 利用者の主治医への意見の照会
- 5 サービス提供体制の変更等の連絡および調整
- 6 チームケアにおける情報の共有
- 7 訪問介護員養成講座等で行われる施設実習への協力
- 8 県、保険者、国保連合会からの照会への回答
- 9 県、保険者、国保連合会への照会
- 10 利用者の会計および経理事務

- 11 当法人での介護・公費負担等に関する事務
- 12 介護報酬の請求事務、審査支払機関へのレセプト提出
- 13 厚生労働省をはじめとする関係行政機関からの法令に基づく照会・届出・調査
- 14 第三者評価機関や他調査機関への情報提供
- 15 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- 16 当事業所内で行う職員の教育および研修
- 17 当法人の企画のご案内やお誘い
- 18 運営推進会議においての協議内容等
- 19 その他利用者およびご家族の利益の害とならない行為

●個人情報の管理

当事業所に携わる従業者は、個人情報を安全に管理します。

●守秘義務

当事業所に携わる従業者は、業務上知り得た利用者およびご家族の個人情報、また関係情報を就労期間は元より退職後においても他に漏らしません。

22. 人権擁護と虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。

責任者 管理者 中川 貴美子

23. 緊急やむを得ない場合の身体拘束について

- (1)サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- (2)緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その自由を利用者及びご家族等に『緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する同意書』をもって説明し、同意を得ます。
- (3)緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて 対策を検討する委員会を設置し、身体拘束等の適正化の取り組みを行います。

24. 当法人の概要

名称·法人種別	社会福祉法人 しみんふくし滋賀
代表者役職·氏名	理事長 深田 潔
所在地	滋賀県近江八幡市永原町上12
	TEL 0748-31-3058 FAX 0748-36-5078
E-mail	shimin@mx.biwa.ne.jp
事業内容	① 介護保険関係事業
	居宅介護支援事業所 訪問介護事業 福祉用具事業
	小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型共同生活介護
	認知症対応型通所介護(地域密着型)通所介護
	②障害者自立支援事業 居宅介護 重度訪問介護
	③その他の事業
	ホームヘルプサービス事業(保険適用外訪問介護)
	保育事業 その他

この重要事項説明書は大切に保管してください。

確認書

重要事項について、本人またに	は家族等に対して重要事項説明書に基づいて説明しました。
	社会福祉法人 しみんふくし滋賀 滋賀県近江八幡市永原町上12 しみんふくし滋賀 グループホーム出町 滋賀県近江八幡市出町 120-1 2590400202 滋賀県近江八幡市
説明者名	
私は、本書面により、事業者 を受け、重要事項説明書の交 (本 人) 住 所:	から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明付を受けました。
氏 名:	
 (家族または代理人等) 住 所: 氏 名:	
 (身元引受人) 住 所:	
氏 名:	